

大規模広域災害に備えた防災・減災対策について

平成28年熊本地震では、尊い人命や財産が奪われ、主要な幹線道路の被災は、住民生活や生産活動等に大きな影響を与えたところである。加えて、九州・山口地域は、近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震においても甚大な被害が想定されている。

また、九州・山口地域は、平成24年7月九州北部豪雨災害や平成26年8月豪雨災害で、大規模かつ広域な水害や土砂災害等が発生したところである。

さらに、平成27年5月には口永良部島で爆発的噴火が発生し、いまなお一部の島民は、島外での避難が続いているが、今後も噴火の可能性があるため、引き続き警戒が必要なところである。

こうした地域において、住民の生命・財産を守り、地域の経済社会活動を将来にわたって維持するためには、道路、河川、砂防、治山、港湾、海岸、上下水道、都市公園やダム等の社会インフラに加え、重要な産業施設等の防災・減災対策を計画的かつ重点的に講じ、強靱な国土づくりを迅速に進める必要がある。

国における防災・減災対策の取組は強化され、国土強靱化基本法に基づき、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が定められた。これを受け、災害に直接対峙する地方公共団体においても「国土強靱化地域計画」の策定等、強靱化に向けた取組を加速させているところである。

国においては、熊本、大分地域に対する災害復旧に継続して取り組むとともに、地方創生に向けた地方の取組を着実に推進する観点から、引き続き、防災・減災対策の取組強化や、地方の取組に対する財政支援策等の充実を求める。

1 南海トラフ地震等の広域災害への対応

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の趣旨を早期に具体化させるため、制度の柔軟な運用を図るとともに、十分な予算の確保並びに財政支援の拡充を図ること。特に、被災リスクの高い「特別強化地域」において、津波避難施設や河川・海岸施設等の整備を短期集中的に推進できるよう対策を強化するとともに、産業・雇用の中核であり、かつ、災害時にも重要な役割を担うコンビナート施設等への予防対策を強化すること。加えて、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を踏まえた地方の応急対策のための財政支援を行うこと。

また、国土強靱化を進め、迅速な復旧復興を支援する公園等広域防災拠点など関連インフラの整備を加速化させるため、緊急防災・減災事業債を延長し、津波避難施設等の整備や防災拠点となる庁舎の機能強化についても対象とするよう拡充するなど、財政支援を講ずるとともに、地震・津波観測体制の充実強化に取り組むこと。特に、震度観測体制については、国民に正確な震度情報を提供するため、震度情報ネットワークの再構築を行うこと。

2 災害に強い道路ネットワークの構築

平成28年熊本地震において、道路ネットワークを活用して、九州東部からのガソリン供給をはじめとした九州・山口各地域からの物資の供給が実現したことから、災害に強い国土づくりに向けたリダンダンシー確保の重要性が再認識されたところである。

については、高規格幹線道路のミッシングリンクの早期解消、暫定2車線区間の4車線化はもとより、中九州横断道路、下関北九州道路、都城志布志道路及び有明海沿岸道路等の地域高規格道路や、これらを補完する道路の整備推進・耐震対策に必要な予算を確保すること。

また、道路の通行止めにより、多くの集落が孤立する現状があることから、孤立防止を図るための予算を確保すること。

3 水害防止対策

近年、頻発する大規模な水害の発生・拡大防止を図るため、ダム事業の早期着工・完成及び河川改修事業の推進に十分な予算を確保するとともに、直轄河川管理区域における堤防の漏水・浸透防止対策等の予防的なハード対策を早期に実施すること。

加えて、想定し得る最大規模の洪水等から迅速な避難体制を構築し人命を守るため、水防法改正に伴う浸水想定区域の見直し等に対する財政措置の拡充を図ること。

4 土砂災害及び火山災害対策

平成28年熊本地震や平成26年8月豪雨災害に伴う土砂災害を踏まえ、がけ崩れや土石流等の土砂災害の発生を防止するため、砂防事業や治山事業等を推進する十分かつ安定的な予算を確保すること。

さらに、土砂災害警戒区域等を指定するために実施する基礎調査については、国費率のかさ上げや地方負担額への起債充当等、財政支援の拡充を図ること。

加えて、火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化や予知に関する技術開発を進めるとともに、観測機器の整備や機能強化、避難体制の構築等に対する財政支援を拡充すること。

また、火山活動の活発化により断続的に降灰が続いている地域では、農林水産業や観光業等への被害や悪影響が生じていることから、風評被害も含めた降灰対策への支援を強化すること。

5 海洋ごみ及び水底土砂対策

海域を漂流する流木等や堆積した土砂・瓦礫については、漁業や船舶の航行への影響が非常に大きいことから、海洋ごみの回収・処理等を継続的に実施できるよう必要な予算を確保するとともに、海底に堆積した土砂の速やかな回収・処理等、一層の対策を講ずること。

6 被災者生活再建支援制度の見直し

現行制度では、同一の災害で住宅等が被災しても、市町村の全壊世帯数により、適用されない市町村が生じる等の問題がある。このため、一部市町村のみが適用となる自然災害が発生した場合、関連する被災市町村も含めて支援対象とするよう、制度の見直しを図ること。

また、被災者支援の観点から、支援金を拡充するとともに、半壊世帯・一部損壊世帯を支給対象とし、さらに、住宅だけでなく、宅地の復旧や生業に不可欠な店舗建物等も支援対象とするよう、制度の見直しを図ること。

加えて、住宅が全壊する被害が発生しない又は住宅の被害状況が確認できない自然災害であっても、避難指示により長期にわたり避難する世帯の救済が行われるよう、新たな制度を整備するとともに、制度の見直し等が行われるまでの間、国の制度の対象外となっている被災者に対し、地方が独自に支援する場合には、地方への財政支援を行うこと。

7 建築物の耐震化に対する支援

不特定多数の者等が利用する大規模建築物は、災害時において、避難所等としての機能も期待されるため、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方の負担の大きさが課題となっている。

このため、耐震改修促進法の改正に伴って必要となる大規模建築物の耐震設計及び耐震改修に係る費用について、必要な予算を確保するとともに、地方への財政支援の拡充等、一層の対策を講ずること。

また、災害時において、重要な拠点となる防災拠点建築物や避難路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化に係る費用についても、同様の対策を講ずること。

さらに、平成28年熊本地震により、行政庁舎や救急病院などの災害時に拠点となる建築物も被害を受けたことを教訓として、これら施設や、福祉避難所も含めた避難所として活用される施設の耐震化や建替に要する費用への国の補助制度を創設・拡充すること。

8 特殊土壌地帯対策の推進

九州・山口地域に広く分布しているシラスや赤ホヤ等の特殊土壌地帯において、治山・治水や急傾斜地崩壊対策等の防災対策や、農業生産力向上に資する農用地整備等、幅広い振興施策を実施するため、平成28年度末で期限切れとなる「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の延長を図ること。

平成28年11月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞